

柏原市ボランティア・市民活動センター設置運営要綱

(目的)

第1条 柏原市のボランティア活動、市民活動への理解、関心を深めるとともに、活動の育成と援助を行い、さまざまな活動団体とのネットワークを広げることにより、地域福祉の推進に資するため、社会福祉法人柏原市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に柏原市ボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）を設置し、運営する。

(定義)

第2条 この要綱において、「ボランティア活動」「市民活動」とは、次の各号のいずれにも該当しないボランティア・市民活動団体であって、公益性、非営利性を有するものをいう。

(1) 宗教上の協議を広め、儀式行事をおこない、信者を教育育成し、または信者を獲得することを目的とする活動。

(2) 政治上の主義・主張を推進し、若しくは支持し、またはこれに反することを目的とする活動。

(3) 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者（該当候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職に在る者または政党を推薦し、若しくは支持し、またはこれらに反対することを目的とする活動。

(設置場所)

第3条 センターの設置場所は次のとおりとする。

柏原市大県4丁目15番35号 柏原市立健康福祉センター「オアシス」内3階

(業務内容)

第4条 センターは、次の業務を行う。

(1) 市内のボランティア、市民活動の需要調整に関すること

(2) 市内のボランティア、市民活動者及び住民の教育訓練

(3) 市内のボランティア、市民活動に対する援助・相談

(4) 市内のボランティア、市民活動の啓発、情報収集、提供に関すること

(5) 市内のボランティア、市民活動や福祉ニーズの調査及び研究に関すること

(6) その他、目的達成に必要な事業

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、次に掲げる以外の日の午前9時00分から午後5時00分までとする。ただし、社協会長が事業を活性化するうえで特に必要と認める場合は、これ

を変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国人の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から1月3日までの日

(利用者)

第6条 利用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ボランティア活動、市民活動を行い、行おうとするもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が適当と認めるもの

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、その利用に際し次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設内において、騒音、大声等を発するなど、他の利用者に迷惑をかけること。また、他の個人・団体等を誹謗中傷する言動や印刷物の配布をしないこと
- (2) 備品、機材、資料等を丁寧に取り扱い、破損、汚損または滅失しないこと
- (3) 火器の使用等、管理上支障があるとみなされる行為をしないこと

(組織)

第8条 センターの組織体制は下記のとおりとする。

- (1) センター長 1名
 - (2) ボランティアコーディネーター 1名
- 2 センター長は、社協会長があたり、センターの事業を統括する。

(財源)

第9条 センター運営における財源は、柏原市からの地域福祉推進事業補助金をもって充てる。ただし、予算の範囲内で運営を行うこととする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年7月1日より施行する。